

平成 1 8 年 6 月 2 2 日
於教育委員会会議室（秀栄ビル2階会議室）

平成 1 8 年第 1 2 回 立川市教育委員会定例会

立川市教育委員会

平成18年第12回立川市教育委員会定例会

1 日 時 平成18年6月22日(木)

開会 午後1時30分

閉会 午後3時47分

2 場 所 教育委員会会議室(秀栄ビル2階会議室)

3 出席委員 藤 本 靖 小林 章子
古 木 光 義 牧 野 征 夫
大 澤 祥 一

署名委員 小林 章子

4 説明のため出席した者の職氏名

教育長	大澤 祥一	教育部長	吉岡 正生
総務課長	渡邊 博	学務課長	島田 文直
指導課長	樋口 豊隆	指導主事	浅野 正道
学校給食課長	佐島 彰	生涯学習課長	府中 義則
体育課長	田中 博	公民館長	宿澤 正則
図書館長	藤田 力		

5 会議に出席した事務局の職員

総務課庶務係長 五十嵐 敏行

案 件

1 議案

- (1) 議案第 9号 立川市社会教育委員の委嘱について
- (2) 議案第10号 立川市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (3) 議案第11号 立川市図書館協議会委員の任命について

2 協議

- (1) 事業後援について (1件)
- (2) 事業後援について (2件)

3 報告

- (1) 第2回市議会定例会について
- (2) 立川市在住朝鮮初中級学校保護者代表、西東京朝鮮第一初中級学校
PTA会長の連名による要望書への対応について
- (3) 事業後援について (1件)
- (4) 事業後援について (5件)

4 その他

平成18年第12回立川市教育委員会定例会議事日程

平成18年6月22日
教育委員会会議室

1 議案

- (1) 議案第 9号 立川市社会教育委員の委嘱について
- (2) 議案第10号 立川市公民館運営審議会委員の委嘱について
- (3) 議案第11号 立川市図書館協議会委員の任命について

2 協議

- (1) 事業後援について (1件)
- (2) 事業後援について (2件)

3 報告

- (1) 第2回市議会定例会について
- (2) 立川市在住朝鮮初中級学校保護者代表、西東京朝鮮第一初中級学校
PTA会長の連名による要望書への対応について
- (3) 事業後援について (1件)
- (4) 事業後援について (5件)

4 その他

◎開会の辞

- 藤本委員長 ただいまから、平成18年第12回立川市教育委員会定例会を開催いたします。
署名委員に小林委員、お願いします。
- 小林委員 はい。
-

◎議 案

(1) 議案第9号 立川市社会教育委員の委嘱について

- 藤本委員長 本日はまず議案3件を議題とします。(1) 議案第9号、立川市社会教育委員の委嘱について、生涯学習課長、お願いします。
- 府中生涯学習課長 それでは、議案第9号、第10号、第11号の冒頭に、ご説明をさせていただきます。

議案第9号、第10号、第11号につきましては、社会教育関係委員ということで、任期2年間をお願いをしております。社会教育関係委員は第23期ということで、任期が平成16年7月1日から本年の6月30日まで。議案第10号の立川市公民館運営審議会委員につきましては、第14期ということで平成16年7月1日から平成18年6月30日までの2年間の任期でございます。議案第11号の立川市図書館協議会委員の任期でございますが、これにつきましても平成16年7月1日から平成18年6月30日までの2年間の任期ということで、3つの社会教育関係委員の任期が今月末日をもって終了という予定になってございます。

その終了を迎えることによりまして、新たに次期の社会教育関係委員の委嘱として議案第9号、第10号、第11号のご審議をお願いすることとしてございます。議案第9号につきましては生涯学習課長、議案第10号については公民館長、議案第11号については図書館長が説明をいたします。

それでは議案第9号につきましてご説明いたします。社会教育委員の委嘱についてということで議案を出させていただいております。理由につきましては、社会教育法第15条第2項及び立川市社会教育委員に関する条例第1条の規定による、ということで議案を作成しています。

1ページ目をおめくりいただきたいと思います。今回の議案で社会教育委員は第24期ということになりますが、社会教育委員の選出区分がございまして、一番上の兒玉さんから一番下の北原さんまでの選出区分というところを見ていただきたいと思います。

学校教育の関係者ということで小学校校長会から推薦をいただきまして、兒玉光郎さんでございます。続きまして、社会教育の関係者が上から2行目、3行目、4行目、5行目、6行目まで社会教育の関係者ということでしておりますが、2行目の小川喜良さんにつきましては、少年団体からの選出ということで、子ども会連合会から推薦をいただいております。続きまして、体育団体からということでご推薦をお願いしたところ、立川市体育協会の方から

副会長の河村勝久さんをご推薦いただいております。続きまして文化団体、いわゆる文化協会の方から推薦をいただいておりますが、柴俊男さんが推薦を受けております。続きまして小学校PTA联合会の方から山口聡子さんが推薦をいただいております。同じく中学校PTA联合会から田代圭介さんが推薦をいただいております。

続きまして、市民というところがございしますが、ここにつきましては立川市の条例の中に委員の構成が市民を2名以内というように規定をしております。この2名の方については、立川市審議会等委員市民公募要綱に基づいて公募をいたしまして、5名の応募者の中から2名が適格者ということで社会教育委員に委嘱をしたいというように考えてございます。

続きまして学識経験を有する方ですが、4名を議案としてお願いしています。学識経験を有する者は5名以内ということで条例に決まっております。4名の委員ということで蒲生忍さん、福島京子さん、田中健一さん、北原祥子さんということで、委嘱をお願いしたいと思います。なお、北原祥子さんにつきましては、学識経験の中でも特に社会教育法に規定がござい家庭教育の専門ということでこの方をお願いしたところ、快く引き受けていただいたということで、略歴だけ申し上げますが、元児童相談所の職員を経験されておまして、家庭教育に非常に明るいということでお願いしたところ、快く引き受けていただいたということでございます。

関連で申し上げますが、兒玉さんから河村さんまでの委員は、1期目ということの任期になります。柴さんにつきましては文化協会の会長でございまして、今期で3期目に入ります。山口聡子さんにつきましても1期目でございます。田代圭介さんにつきましては今期で2期目ということでございます。市民の方は1期目でございます。学識経験の中で、蒲生委員さんと福島京子さんについては再任という形で、3期目でございます。田中健一さんについても再任ということで2期目でございます。北原さんについては新任ということで1期目でございます。順不同で大変申し訳ありません。兒玉さんから河村さんまでは新任でございます。柴さんは再任でございます。山口さんは新任でございます。田代さんは再任でございます。

以上、ご審議をお願いしたいと思います。

○藤本委員長 説明が終わりました。ご質問ございますか。古木委員。

○古木委員 質問したいことは今、生涯学習課長に全部答えていただいたので、異議ありません。

○藤本委員長 なければ、このとおり承認してよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

◎議 案

(2) 議案第10号 立川市公民館運営審議会委員の委嘱について

○藤本委員長 つぎ、立川市公民館運営審議会委員の委嘱について、公民館長、お願いします。

○宿澤公民館長 議案第10号、立川市公民館運営審議会委員の委嘱についてお諮りいたします。

理由としましては、社会教育法第 30 条第 1 項及び立川市公民館条例第 16 条の規定によります。

次のページをお開きください。現在委嘱中の第 23 期の委員が 6 月 30 日をもって任期満了となることから、新たな委員の委嘱をお願いするものです。任期は 7 月 1 日から 2 年間で、委員の選出区分につきましては、立川市公民館条例施行規則第 12 条の 2 により、学校教育の関係者 2 人以内、社会教育の関係者 6 人以内、市民 2 人以内、学識経験を有する者 5 人以内となっております。

現在、公民館では第 3 次生涯学習推進計画に基づき、来年度、公民館を廃止し、市民交流大学へ移行するという特別な状況下にあります。公民館が廃止されると、運審委員も廃止される可能性があり、目前に迫った市民交流大学に向けて、経験豊かで市民交流大学に深い理解のある現委員の全員の再任をお願いするものです。

公民館を廃止し、市民交流大学へ転用するという大きな課題は、公民館運営審議会委員の深い理解がないと難しいものと言えますが、現委員は市民交流大学に深い理解を示し、積極的に地域説明会などで司会を務めるとともに、生涯学習課で実施しました研修会にも参加し、今後、公民館で培ってきた成果を生かすためにも、地域のリーダーとして私どもが活躍を大いに期待しているところでございます。また、生涯学習推進計画に対する運営審議会の意見具申の中で、過渡期にある公民館の状況を鑑み、特例として、混乱を避けるために委員長などの継続委嘱の意見が出されております。

ちなみに、表の方をご覧くださいますと、1 行目の真壁繁樹委員、小学校の関係者です。2 期目です。2 行目、鈴木達夫委員につきましては中学校の校長です。3 行目の横幕玲子委員は社会教育の関係者です。4 期目です。4 行目の橋本順子委員につきましては 4 期目で、社会教育の関係者です。5 行目の小林マサ委員につきましては 2 期目です。社会教育の関係者。次の國井寿美枝委員につきましては 4 期目です。社会教育の関係者。つぎの北川由美子委員につきましては 3 期目で社会教育の関係者。竹内英子委員につきましては 4 期目で社会教育の関係者。つぎの太田純子委員につきましては 2 期目です。学識経験を有する者ということでございますが、これにつきましては、前 23 期におきまして市民公募での委員でございました。次の鈴木茂夫委員につきましては 2 期目です。学識経験を有する者としてございますが、この方も前 23 期におきまして、市民公募でお願いした委員でございます。つぎの高木利久委員につきましては 2 期目です。学識経験を有する者ということで、文化協会からお願いしてございます。つぎの師岡迪夫委員につきましては 2 期目です。学識経験を有する者ということで、社会福祉協議会からお願いしてございます。

ちなみに、前 23 期で委員長を務めておりましたのは 4 期目の竹内委員、副委員長につきましては、やはり 4 期目の横幕委員でございます。

以上でございます。

○藤本委員長 説明が終わりました。何かご質問ございますか。古木委員。

○古木委員 今の、2 人目の鈴木校長さんは何期目でしょうか。

- 藤本委員長 公民館長。
- 宿澤公民館長 失礼しました。3期目です。
- 藤本委員長 ほかになければ、このとおりご承認いただければと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

- 藤本委員長 それでは、このようにさせていただきます。
-

◎議 案

(3) 議案第11号 立川市図書館協議会委員の任命について

- 藤本委員長 つぎ、議案第11号の立川市図書館協議会委員の任命について、図書館長、お願いします。

- 藤田図書館長 議案第11号、立川市図書館協議会委員の任命について、お諮りいたします。

図書館条例施行規則第12条に規定します選出区分ですけれども、1番として、学校教育の関係者3人以内、2番、社会教育の関係者5人以内、市民2人以内、4番、学識経験を有する者5人以内、こういう条件のもとに選出させていただきました。

つぎのページの表をご覧いただきたいと思いますが、1番目、澤井美津枝さん、この方は学校教育、小学校長会の方から選出されております。2期目でございます。高橋宗司さん、中学校長会からの推薦でございます、1期目です。つぎに永井勝利さん、学校教育の関係者、幼稚園団体からの推薦です。2期目です。柏木巖さん、社会教育の関係者の推薦、文化団体からの推薦でございます。3期目です。島田京子さん、社会教育の関係者、地域文庫団体からの推薦です。1期目です。つぎに丸山淳子さん、この方も社会教育関係団体からの推薦で、朗読団体からの推薦です。1期目です。園部靖子さん、この方も社会教育の関係者の、点字団体からの推薦で3期目です。つぎの市民の方につきましては、後ほどご説明させていただきます、つぎに山田拓男さんは学識経験を有する者から承諾を得まして、2期目です。つぎに岩崎有美さん、学識経験を有する者で3期目になります。

続きまして先ほどの市民からの選出区分についてご説明申し上げます。市民公募につきましては、5月10日号の広報に掲載し、テーマを「これからの図書館サービスに求めること」といたしまして募集しましたが、期限の5月30日までにお二人の方から応募がありました。

選考にあたっては、6月13日に選考委員会を開催し、選考委員の応募意見採点結果をもとに委員選出の判定を行い、選考委員全員から意見を聴取した結果、全員が、「2名の市民公募応募者は図書館協議会委員として適格性が見受けられない」との意見であり、図書館協議会委員としての選出をしないことを決定いたしました。

以上で今回の図書館協議会委員の選出についての経過をお話し、ご審議をいただきたいと思っております。

- 藤本委員長 説明を終わりました。何かご質問ありますか。古木委員。
- 古木委員 ただいまの図書館長のご説明の、適格者がいない市民代表は今後これは空欄のま

まで、暫定的に承認するという形でよろしいのでしょうか。また改めて補充を急ぐという形がとられるのでしょうか。

○藤本委員長 図書館長。

○藤田図書館長 今回のようなケースは初めてのことと思うのですが、とりあえず臨時の図書館協議会、今の委員さんは6月30日まで任期がありますので、6月29日にご報告申し上げて、今後の経過としては、なるべく早い時期に再募集をかけたいと思っております。

○藤本委員長 そういたしますと、つぎに選出されると思いますが、それまでは欠員のままでいくという考えでよろしいのでしょうか。図書館長。

○藤田図書館長 現在の市民公募のお二人の方は6月30日まで残り任期がありませんので、当面、再募集までは欠員という形で進んでいきたいと思っております。

○藤本委員長 そういうことを含んで、ご承認いただけますか。

〔「異議なし」との声あり〕

○藤本委員長 そのようにお願いします。

◎協 議

(1) 事業後援について (1件)

○藤本委員長 つぎ、協議に入ります。協議が2つございますが、事業後援が1件と2件と、3件ございます。まずは説明をお願いします。

協議(1)、事業後援1件につきまして、指導課長、お願いいたします。

○樋口指導課長 事業後援申請ということで、ご協議をお願いいたします。

主催団体は東京都立八王子盲学校、これが申請をしておりますが、主催、東京都教育委員会と八王子盲学校でございます。

平成18年8月22日火曜日、国分寺市本多公民館で行われます。内容は、「あいサポート」研修会と相談会ということで、後援名義使用の件でございます。

対象は、立川市、国分寺市、国立市の教員。地域の視覚障害児者・保護者・福祉医療関係者、予定人数は100名ということでございます。

この事業の目的は、特別支援教育に於ける学校と関係機関のネットワークの構築。特別支援教育に於ける視覚障害教育支援について、立川市の学校のコーディネーターや教員の研修の場を提供するというところでございまして、1日の研修会の流れでございまして、まず講演、町田養護学校、八王子養護学校の元校長の板倉先生からの講演がありまして、パネルディスカッション、そして視覚障害にかかわる様々な模擬的な体験、点字コーナー、相談コーナー。

そのようなことで、八王子盲学校は八王子市はもちろんでございますが、様々な多摩地区で行っている研修の、今回は立川・国分寺・国立を対象とした研修ということでございます。

よろしくご協議をお願いいたします。

○藤本委員長 説明を終わりました。ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

東京都教育委員会の共催のものでございますので、よろしいですね。「あいサポート」研修

会と相談実施計画案とか、八王子盲学校の校長先生のご挨拶等載っておりますが、よろしいですね。

はい、小林委員。

○小林委員 対象者が立川・国分寺・国立市の教員となっていますけれども、これは夏季休業中に実施されるものですが、立川の教員としては任意で参加するものなのか、仕事として参加するものなのか。

○藤本委員長 指導課長、お願いします。

○樋口指導課長 これは本市の教育委員会としての事業後援をいただければ、校長の承認研修という形で取り計らいというようには考えております。

○藤本委員長 そういう意味で、皆さんのご承認がいただけますでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは、そのようにさせていただきますので、よろしく申し上げます。

◎協 議

(2) 事業後援について (2件)

○藤本委員長 続きまして (2) の事業後援について、2件ございます。生涯学習課長、お願いします。

○府中生涯学習課長 それでは、事業後援の協議分、生涯学習課分をご説明させていただきます。お手元の資料、事業後援協議分一覧表をお目を通していただきたいと思います。

1件目ですが、主催団体名、立川おはなしボランティアから申請が出てございます。

事業の内容は、おはなしボランティア連続養成講座。日時は本年9月12日から同年11月28日、概ね2ヵ月という期間でございます。場所は立川市中央図書館で実施。無料の事業でございます。対象は一般市民ということで、概ね30人程度を予定しているというように申請がございました。

事業の目的ですが、「ビジュアルな刺激があふれている現代の子どもたちに、直接、素朴に人の生の声でお話をすることによって、人や言葉に対する信頼を回復し、生きる力を養う手助けをすると共に、読書の楽しさを伝える」という目的をもって活動する大人たちを養成する、という目的でございます。

事業の内容でございますが、タイトルどおり「おはなしボランティア連続養成講座」ということで、講座は第1回から第5回、5回の連続講座ということで9月12日から11月28日まで、毎週火曜日ということでございます。場所は中央図書館の4階会議室を使ってということで、行政も支援するというような形でございます。内容はここに書いてあるようにお話をすることということで、このようなテーマで講座を実施する計画でございます。

入場料等は無料でございます。

青少年・高齢者等には特に配慮は考えてないということでございます。

共催団体の方に協力というようになってございますが、事業共催ではなくて、あくまでも

この団体に対して立川市図書館が協力をしましょうということで、協力団体のところに名を連ねてございます。

他の後援はございません。

過去には、2000年の3月に申請がございましたが、既に6年経過をしているということで、事業後援規定を改正しましたとき、過去3年間以前に申請があったものは改めて協議をするという項目にしましたので、きょうは協議分でご審議をいただくということでございます。

続きまして2件目の事業後援協議分ですが、社団法人立川青年会議所から出てございます。

事業の内容ですが、日韓の更なる友好を目指しての展覧会という事業と、この展覧会に作品を展示してもらうための募集をするそうです。したがって、作品募集の事業と作品展示の2つの事業を事業後援していただきたいということで、9月21日から同月27日までというのが展覧会の日程でございます。場所は立川市女性総合センター・AIMで実施しております。無料の事業でございます。

事業後援申請書の方にお目を通していただきたいのですが、対象者は一般市民200人程度。

事業の目的の中にまず1点目で作品募集がございます。美しき日本・美しき立川というテーマで絵を描こうとする事を通じて、今一度自分の住む地域の事を見つめ直し、その素晴らしさを再発見してもらいますということで、そういうテーマで作品を募集するそうです。

事業の欄でございますが、募集期間が6月23日から9月11日までの期間。明日からということで、展覧会作品募集を実施したいということで、対象者は立川市・国立市・武蔵村山市在住在勤者に募集をかけたいと。テーマは美しき日本・美しき立川というテーマで絵または写真をお願いしたいということでございます。2点目の作品展示についても事業後援に内容として出てございます。2番ですが、日本の人々と韓国の人々の相手に伝えたい本当にすばらしいと思う事を見ることで、国による文化・習慣等の違いを知ってもらいますということでございます。作品展示は、9月21日から9月27日までの期間でございます。展示場所はAIM立川1階展示場で展示するそうです。

入場料等は、展示会は無料でございます。

共催団体は、ほかにはございません。

他の後援団体として、立川市に申請をしたいということでございます。初めての事業でございます。

以上、青年会議所がどうしても早くやりたいということで、1週間も時間がない中で手続き、処理をさせていただきましたが、今の協議申請分2件とも、社会教育委員の会議の承認の時間がとれませんので、議長、副議長に資料を送付しましてご審議をいただきまして、過日、議長と副議長に、この2件の事業後援協議分については社会教育委員の会議ととしては、概ね問題ないということでご承認をいただいております。後日、社会教育委員の会議がございましたが、一番最後に定例会を20分ぐらい開かせていただいて、報告をする予定でございます。

○藤本委員長 2件のご説明が終わりました。1番の「おはなしボランティア連続養成講座」に

つきまして、何かご質問等ございますか。図書館長、何かありますか、協力団体みたいになっていますが。

○藤田図書館長 協力団体というよりは、図書館の4階の会議室を会場としてお貸しするということで、名前が何もないというよりはということになっていると思います。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 実は私、おはなしボランティアに所属しているのですが、言わせていただいてもいいでしょうか。宣伝みたいになりますけれども。

○藤本委員長 はい。

○小林委員 前回、講座がありまして、それを受講して、そのままこの団体に所属して、今は休会中ですが一応名前は入っているのですね。活動内容を見ていますと、小学校からの依頼で出かけて行って、本を読むということよりも、お話をするというを中心にして活動しています。もちろん朗読もありますし本の紹介などもあります。質的にすごく高いものを目指してまして、常に研修もしていますし、熟練した講師をお迎えして、その発表の場ももっていますし、お互いに発表しあってアドバイスしあいながらとても質の高いものを、片手間にやるというのではなくて皆さんが本当に真剣にやっているというような状況ですので、是非、これは後援していただきたい、後援に価する内容だというように。PRになりますが、ご紹介させていただきます。

○藤本委員長 PRもございましたが、特にほかにご質問等ございませんか。

〔発言する者なし〕

○藤本委員長 それでは、ご承認いただけますか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 それでは承認することにします。

2番目の、「日韓のさらなる友好を目指しての展覧会、作品募集及び作品展示会」につきましては、ご質問、ご意見ございますか。生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 委員長、よろしいでしょうか、先ほどご報告をした中で、ちょっと説明不足の部分がございました。資料には立川市青年会議所と主催になってございますが、共催としまして韓国のおんようと呼ぶのでしょうか、温かい陽射しと書いて温陽の青年会議所と共催ということで、ここの交歓をしているということでございます。

○藤本委員長 おむろんですか。

○府中生涯学習課長 温かいという漢字に太陽の陽と書いて韓国温陽青年会議所が共催ということで、韓国での美しい韓国の発信をしてもらいますので、そういうような展示と一緒にしていくというようなことでございます。

○藤本委員長 追加説明がございました。これもよろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 これも承認することにいたしますので、生涯学習課長、よろしく申し上げます。

◎報 告

(1) 第2回市議会定例会について

○藤本委員長 協議を終わりましたので3番の報告に入ります。

(1) 第2回市議会定例会について、教育部長、お願いいたします。

○吉岡教育部長 それでは、市議会の報告をさせていただきます。

平成18年第2回定例会につきましては、6月18日に行われました市議会議員選挙がありということで、かなり前倒しの日程となっております。会期につきましては、平成18年5月12日から平成18年5月30日までということの会期中で、第2回の定例会を行いました。

まず本会議、一般質問の日程ですが、これは3日間、5月12日、5月15日、5月17日の日程で開催され、教育委員会関係につきましては、9人の議員の方からそれぞれ一般質問が出されております。

その中で特に大きかったものにつきましては、現在でも問題になっておりますけれども、上條彰一議員の中からの子育て支援の拡充・強化ということで、今話題になっております就学援助の認定基準の緩和など、拡充を図るべきではないかというようなご質問がございました。確かに全国的にはそうなっておりますが、立川市の認定基準につきましては、26市中平平均値の中であり、これについては適当な認定率になっているということで、緩和についても、引き下げることについても、引上げることについても今考えていないという答弁をさせていただいております。

あと、一番興味があったものにつきましては、中高一貫教育に関する質問が2名の方から出ておりました。この中でもやはり身近で感じている問題として、議員としては取り上げてきておるといように感じております。

また、ある議員の方からは、中学校の部活動の活性化ということで、これについても質問があり、これについては今回も見直しの方も図れると思いますが、指導員の問題、顧問の問題等いろいろ方法論があるのではないかというようなことの質問があり、これらについても現在、東京都の方の動きもありますので、その辺のところを見定めた中で対応していくというようなことを答弁させていただいております。

今回、4年間の議員の最後の議会ということなので、なかなか難しいところがありましたけれども、非常に教育に関しましては少ない質問者で一般質問は終えたという印象を持ってございます。

また、文教委員会が5月19日に開かれました。これにつきましては、議案として立川市学習等供用施設指定管理者の指定について、これは11カ所のそれぞれの学習等供用施設、これすべてを指定管理者へ移行するための議案として11件提案をさせていただき、これにつきましてはすべて議決を得ております。

それから請願としまして、平成14年度に出されました西砂川地域に市民体育館の建設に関する請願、これについては継続審査となりました。

また報告事項としまして、学務課から地域安全マップの配布及び防犯ブザーの貸与状況と

ということで、これにつきましても3月議会で防犯マップの配布、有効活用ということ報告してあり、また防犯ブザーについても、これまでは新年度を迎えて予算の中で対応するというので、非常に貸与が遅れたわけですが、これについては入学と同時に貸与することができたということ報告させていただいております。また2つ目としまして、去る2月に起きました児童による火遊びからの火災の発生について、ということ報告させていただきました。

また所管事項への質問として6名の委員の方から出されておりましたが、繰り返しのこともありますし、中にはまた新しいこともありますが、それぞれの委員の方の質問についても、こちらの答弁が的確であったのかどうかは別にしまして、午前10時に始まり午後12時半に終了したと、こういう委員会となっております。

議案審議の中で補正予算を計上させていただきました。お手元にお配りしてあります補正予算事項別明細書(第1号)というところをお開きいただきまして、2ページ目、まず大きな工事請負費9300万円、これにつきましては、競技場等の管理運営及び整備に要する経費ということで計上させていただきましたが、内容的には、立川公園にあります陸上競技場の競争路の整備ということで、この冬の異常気象というのでしょうか、まずグラウンドがすべて浮き上がってしまったということ。それに伴いまして走路の白線、これがすべて飛んでしまったということで、これを転圧をかけて再舗装をしておし、白線をまた正規に戻したという形の工事内容であります。それとあと見影橋公園水泳場等の撤去ということで、これはやはり地元の協議会さんとの話の中でもありましたように、廃止というように決まった段階で早急な撤去、これをお願いしたいということで、それに対する補正をここで急遽組ませていただき、総額8700万ですが、これにつきましてはその内の5200万円が管理棟の撤去ということで、その内2500万円、これがアスベスト撤去費用ということで、非常に大きな金額がかかってしまうということで、残りが既存のプールの撤去ということで、総額ではこのような数字になってしまったということでございます。

また、その上の13番委託料2424万8千円、これにつきましては学校建設整備費でございますが、第七中学校の冷暖房工事、これは防音に伴う冷暖房工事ですが、急遽、国の方からの補助対象事業として認められた関係で、実施設計を組まなければならないということで、この七中のまず冷暖房工事の実施設計分を組ませていただきました。それと同じく、七中における耐震化工事、これは計画の中では先の方の工事日程となっておりますが、ここにあわせて工事をしたほうが効率的であるということで、耐震化工事を前倒しにした関係で、またこれに伴う実施設計というものを合わせて計上させていただいたものでございます。

また、19番の負担金補助及び交付金105万円でございますが、これは特色ある学校づくり、東京都の方からの事業が認められたもので、3校分、1校35万、これの3つ分をここで認定をされたものですから、こういうような予算計上をさせていただき、使用するというような形で、今回非常に大きな補正予算だったわけですが、これについては質問等はあまりなく、素直に議会の方でも承認、議決を得たということでございます。

6月議会につきましては、以上でございます。

○藤本委員長 説明が終わりました。市議会定例会の一般質問についての報告、文教委員会の報告、補正予算についてということで説明を終わりましたが、何か質問等ございますか。
はい、牧野委員。

○牧野委員 文教委員会の2番報告事項の(2)、児童による火遊びからの火災の発生について、これはいつ頃ですか。

○藤本委員長 暫時、休憩します。

午後 2時15分休憩

午後 2時16分再開

○藤本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

はい、教育部長。

○吉岡教育部長 この議会で報告させていただいた件につきましては、4月27日に起きた児童による火遊びからの失火ということでございます。

訂正させていただきます。4月18日に起きた件を4月27日に当教育委員会に報告させていただいた件です。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 きょう、社会教育との関係で出てくる部活動の問題がありますね。これなどは議員さん達は非常に興味があって、興味があるという言い方はおかしいですが、いろいろ熱心にいろいろな地域の中でも動いていらっしゃるという気がするのですが、この辺のところのニュアンスと言うか、その辺はどんな形で出されてきたのか教えてください。

○藤本委員長 暫時、休憩いたします。

午後 2時17分休憩

午後 2時19分再開

○藤本委員長 休憩を解いて、会議を再開いたします。

はい、教育部長。

○吉岡教育部長 やはり部活の数ですかそういったものについて、年々減少していくというような不安からくる議員さんの質問というように捉えさせていただきました、一つには。そういった形の中で、顧問、コーチの高齢化など、こちらとしては環境はどんどん変わってきているのですよという説明をさせていただいたものですが、やはりこれを運営化の活用、外部指導員の採用など、今後とも努力してまいりますという答弁をさせていただいております。

これにつきましても、そういうような学校現場の実態というものを理解されているところもあり、またそこでうまくあう場合については教育委員会としても外部指導員、そういったものの導入を積極的に考えますというようなことで、これの部活動、この重要性というものについては非常に理解はしておりますので、やはり今後部活動の活性化をねらった中での位

置づけは、教育委員会としても前向きに取り組んでまいりますというような答弁をさせていただいております。

○藤本委員長 牧野委員、よろしいですか。

○牧野委員 いいです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 先ほど中高一貫の問題が出ているというように言っていましたけれども、小中の方も全体で2件ほど見るとありまして、9番の矢口昭康議員からの、小中一貫校の取り組みについてというのと、あと文教委員会の守重夏樹委員と、一貫ではなくて、いま小中連携の試みがされていますけれども、その成果と、今後一貫校に取り組んでいくのかというような、一括してそういう内容だと思うのですが、その辺どういようにお答えになったのかお聞きしたいと思います。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 矢口昭康議員は、去年の中央教育審議会の答申の中に、校種間、要するに小中の連携というのでしょうか、その辺の弾力化を図っていく必要があるという、そういう答申があるんです。その辺について、「それからひっぱってきてどうするんだ。立川市についても小中のつながりの弾力化について考えてないのか」という、そういう質問でした。

私の方は、中教審の答申を受けて、文部科学省では義務教育9年制の弾力化だとか、小中の連携の弾力化については、平成19年度に向けて法改正をしていきたいというひとつの教育改革の重点構造計画というのをつくっているのですね。そういうような文部科学省のスタンスなので、立川市としてもその辺の動向を注視をしていきたい。ではその必要性というものは、やはり小中のつながりというものの連携というものの必要性は非常に感じているので、まずは法改正が動きがあるので、その辺については注視をしていきたい、そういうように答えています。

それから、文教委員会の守重夏樹委員の「小・中一貫の連携校での研究成果はどうか」ということなのですが、むしろそれよりも、立川市の市域の中に、一つの町の中に小学校1校、中学校1校という、そういうエリアがあるのですが、「そういうところこそ小中一貫の教育を進めた方がいいのではないのか」と、「考え方はどうなんだ」という話がありました。私としても、指導要領なんていうのは小学校、中学校というの9年間はつながった教育という考え方で指導要領ができていられるのだけれども、実際には小学校と中学校では断絶している部分があるのですね。小学校から中学校へ行ったときに、中学校に慣れないでそこで挫折というのか、そういう部分がある。または非行に走る、不登校が出てくるというようなことがあるので、現状というのやはりそのつながりというのには問題があるだろうということで、連携化については十分研究していきたいというように話しました。

私としてもそういう意見については具体的に、ただ、その場では答えませんでした。私自身とすると、やはり小中の連携または一貫校に近い形でのことについては、研究していきたいというように私自身は考えていますし、小学校あるいは中学校の校長にもその辺の話は

現在しているところです。

ただ、私が答弁の中で言ったことは、小中一貫校がすべてではありません。小学校6年、中学校3年という6・3制というものの歴史というのはもう60年あって、やはりこれだけの日本を築いてきたというのはそれなりに6・3制のよさというのは十分あるので、そこにいろいろな社会の変化によってひずみが出てきているので、どこの辺がひずみであってどういう課題があるのか。6・3制を小中一貫校に一気に移さなければ物事は解決しないのかどうか、私はそうは思いません。ともかく現状の課題というものをしっかりと整理をして、6・3制でもって対応できる部分、できない部分というものを十分に考えていきたいというようには文教委員会では答弁させていただきました。

○藤本委員長 ありがとうございます。

教育部長に伺いますが、先ほど中高一貫校とおっしゃいましたけれども、今の教育長の説明ですと小中一貫校ということ、ふたりの内容が違うのでございますが、そういう理解でよろしいですか、教育部長。

○吉岡教育部長 先ほど一般質問では6番中山ひと美議員が、仮称の東京都立国際中等教育学校という質問があったので中高ということもひとつ加えさせていただきました。

○藤本委員長 ほかにございますか。小林委員。

○小林委員 今の教育長のお話で、やはり小学校と中学校のつながりということは考えなくてはいけないことで、立川でも研究校になっているところもありますので、その研究成果をまたこの場でよく教えていただいて、小中連携または一貫校について話し合う、協議する機会が今後持てたらいいなというように思います。

○藤本委員長 結構なことだと思いますが、教育長、お願いします。

○大澤教育部長 これはまだお話する段階ではないのですが、立川市で抱えている課題について、この教育委員会でいろいろと意見交換するなり、そういうような機会を設けたいというように考えています。

○藤本委員長 報告でございますのでよろしいですか。牧野委員。

○牧野委員 補正予算で確認だけしておきたいのですが、委託料の13番、七中のあれは防衛庁施設の関係でなったということで了解していいですね。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 これにつきましては、まず大きくは冷暖房工事の防衛庁関係、それとあと、文科省からくるような耐震化、冷房の方が1511万で、耐震化の方が約913万円、それを合わせたものが、今回早急に実施設計を組まなければ来年度工事ができないということになりますので、設計に入れませんので、そういうような内容です。

○藤本委員長 それでは以上でこの件を終わります。

◎報 告

(2) 立川市在住朝鮮初中級学校保護者代表、西東京朝鮮第一初中級学校

P T A 会長の連名による要望書への対応について

○藤本委員長 次に(2)立川市在住朝鮮初中級学校保護者代表、西東京朝鮮第一初中級学校 P T A 会長の連名による要望書への対応について、学務課長、お願いします。

○島田学務課長 報告事項としてまとめてあるもののほかに、要望書が6月8日付で出されております。教育委員長と教育長のおふたりに対して、立川市在住の保護者代表と西東京第一初中級学校 P T A 会長おふたりの連名で出されておりますが、これに対しましてこれからご説明しますが、従前の実務的な対応をするということなので、報告をさせていただくということで対応いたします。

まず要望書の要旨ですが、だいたい中を分けてみますと8点ほどのことが書かれております。一番最初のことは、このあと対応についてというところで事実関係をご説明しますが、立川市が、日本の小学校を卒業してない場合は中学校に入学できないという立場を通しているということです。

2番目から7番目までについては、お読みいただいていると思いますので省略いたします。

結果的に、この要望書の趣旨は、そういう立川市の立場を、8番目のところにありますように、朝鮮学校をはじめ外国人学校の卒業生の中学入学について、今の立川市の立場を再検討して自主的な判断をするように、というのが要望書の内容であります。

まず事実関係ですが、昨年こういう事態になったということにつきましては、市立中学入学手続きの一環として、学務係が市内の小中学校に通学していない外国人児童11名に対して通知を出しております。これは中学校年齢の方11名なのですが、そのほかに小学校に入学する年齢になっている方同時に14名に対しても「就学年齢に達するので手続きをしてください」というのを出しまして、17年度については、14件の内6名の方が立川市立の小学校に入学したいという手続きをとっております。この中学校年齢の方については、民族学校に在籍しているか私立の学校にいるかわからないので、従来から立川市は中学の就学年齢に達する方についても通知を行っております。

この結果、17年度の中で、7月29日付で17年度はこれらの通知をしたのですが、その後のご相談の中で、1名の方が中学校からは立川市立の中学校に入りたいということでしたので、相談をした結果、10月から編入をしていただいたということです。しかしそのご当人、お子さんが6年間通った朝鮮初級学校の卒業もしたかったということが強く訴えられましたので、これについては今後どうようにしていくかということについては捉えております。

ただ、先ほどもご説明しましたように、この要望書の内容は、自主的な判断をして小学校を修了をしなくても、外国人学校を終えた方を市立の中学校に入れてほしいという要望でありますので、この報告事項の2枚目の終わりから3枚目にかけて書いてありますように、この要望内容の趣旨に沿って、立川市教育委員会として自主的に判断して、平成19年度から朝鮮初中級学校を含む外国人学校の卒業生を立川市立の中学校に入学させるということについては、現在の段階では困難であるというように考えております。

3つ理由がありまして、1つは、文部科学省は現在でも外国人の場合は、日本人の場合と場合が違うのですけれども、外国人は小学校の課程を修了してないと中学校の入学は認められないという立場を変えておりません。

2つ目には、もし小学校の課程を修了していない方を、外国人の場合に入学を認めた場合に、東京都の教育庁の、ちょっと事例が違う通知でありますけれども、個別の事情に応じて教育委員会が判断した場合は、学級編成上の在籍者に参入することは適当でないという見解を示しております。

その結果、3番目でありますけれども、こういう方を小学校課程を修了しないまま中学校入学を認めるとすれば、もし学級編成に影響を及ぼす場合についてはその人件費について、一般財源による負担を立川市としてしなければならぬということになるのではないかと、これらの3点を理由に、この要望については受け入れることはできないというのが実務的な判断であります。

なお、要望内容につきましては、今後どのように柔軟に対応していけるかどうかということについては、かなり幾つか課題がありますので、そういった課題がもし解決がつくという見通しが立ちましたら、教育委員会に協議ないしは報告をいたしまして、要望にできるだけ沿えるかどうかは検討していきたいと思っております。

また、この要望者に対する対応につきましては、教育長の指示の下、どういう形で回答するか今後検討していきたいと思っております。以上です。

○藤本委員長 ご意見ございますか。牧野委員。

○牧野委員 今回の説明のとおりだと思いますけれども、ひとつ私が調べた中では、外国人児童生徒等の教育に関する行政評価・監視結果に基づく通知、公立の義務教育諸学校への受入れ推進を中心として、というのが出されたのが1点ですね。それから朝鮮人の義務教育諸学校への就学について、これはちょっと昔になりますけれども中等局の通達で昭和28年に出された。前のは平成15年ですけれども。その中にひとつは、対応についての③、③は義務教育無償の原則は不適用であるという通達があるのです。ですから義務教育無償の原則の不適用というのは、在籍し、そして税金を払っている、いないという問題がありますけれども、こちらの債務を肩代わりする、③番のことと同じですけれども、負担を云々と書いてありますけれども、ここに当てはまるのですね。

ところが立川市として私の経験の中では、八王子五中にある定時制中学校に中学校の認定をしてほしくない。その認定は、卒業した認定をもらうためには出席してないから義務教育の認定をしてほしくない。その代わり八王子の五中に行きたい、こういう希望を出してきたのです。当時の係長さんと八王子に行っているいろいろ話をしました。結果的には受け入れていただいたのですが、八王子市が一番困惑したのは今の財政の部分で、立川市の人間をどうして八王子が受け入れなければいけないのかと、こういう問題が非常に大きかったことを今覚えておりますけれども、ただ東京都の定時制中学校というのはごくわずかしかなかったから、そういう意味では近隣の中学校、市の方の入学を八王子市としては暗黙に認めざるを得

ないだろうという最終結論をいただいて、八王子の定時制に行ったというケースがあります。

そうすると、朝鮮学校の中で、ここの文章のとおりで、学校教育法第 39 条、就学させる義務という部分がありますけれども、この第 39 条の中に出てくるのは、公立小学校を卒業し、その上で公立中学校に入るとというのが原則であるという、これは変えられない原則のひとつですけれどもありますので、今の立川市の姿勢は、こういう姿勢であってもいいと思うのですが、ただ問題は今言ったように、ひとりの方が小学校に入り中学校に入るとい、公立から公立へという状況になってくると認めざるを得ないのではないかと。

ただし、これはどういうことかわかりませんが、子どもの心情云々の問題がありますので、これからどのような評価を子どもたちもしくは親がしていくかはちょっとよくわかりませんので、何とも申し上げることができませんけれども、そういう原則的に言っは無理だと。

ただし、今の話の中で、6 年の 10 月に編入しているという、この部分は公立中学校への入学を認めなければいけない条件ができ上がってくるだろうと。その際、当該云々と書いてありますけれども、問題意識の問題、そういったことがどう出てくるのかということが今後の課題だし、そこが争いになってくるのではないかというように思いますので、そのところをうまく解決してあげないと、これはたぶん朝鮮総連の中の裁判沙汰になる可能性もあり得るだろうというように考えられる問題ではないかなということで、慎重に是非、取り扱いをしていただければありがたいかなというように思います。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 要望書が 5 月 29 日、これは 7、8 名の方が私に直接会いに来て、こういう文書を持ってきたのですね。そのときいろいろあったのだけれども、「立川市が独自の判断でやってください」と。この要望書の趣旨をいろいろ話をしたのですけれども、「日本では学校教育法の第 39 条で小学校を修了しなければだめだよという、法律で規定されているよ」と。「法治国家である限り、非合法的に便宜を図るわけにいきません」と。そのときに相手の方たちは、「法治国家と言うけれども、市民のためにならないような法律は法律じゃない」と。「守らなくていい」みたいな話が出たのでそこで相当言い合いになって、「それはそんな話じゃないでしょう」と。「もし法律が不都合ならば、まず国会でもって法律を変えるということが日本の法治国家の原則ですよ」という話をしまして、そういうようなことで、この 39 条がある限り、非合法なことにはできない。あくまでも小学校を卒業していただく、これは原則でありますね。それで、では小学校を卒業するということですが、この実例は前年の 10 月に日本の小学校に入学をして、そして小学校を卒業して中学校に入ったから合法的な形ですね。

ところが相手の方は、「3 月の民族学校の卒業をどうしてもさせてやりたかった」と。「そこまで待たたってよかったじゃないか」という話なのです。そうすると、今度はそのところが弾力的に考えられるのか考えられないのか、3 月に日本の義務教育の小学校に入学して卒業すれば、やはり合法的にはなるのです。なるのですが、ただそのときに、学校長なり教育委員会が、20 日なり 30 日、日本の小学校に在籍したことによって小学校の教育課程

を修了したというようなことを、責任を持って卒業させられるのかどうかという問題があるのですね。これはそこを預かる学校長の判断としても、責任がある立場からすると、1 ヶ月で小学校の教育課程を修了したとは認められないという判断、これは一番まともな判断なのだろうと思うのですが、その辺を教育委員会が、日本で納税もちゃんとしているし、日本国民と同じような生活をしているので、その辺のところについては、確かに教育課程はすべて修了してないかもしれないけれども、便宜的に何とかしてやろうというそういう判断ができるのかできないのか、これはやはり他の自治体の扱いだとか、そうすることによって他への影響があるのかなのか、その辺ちょっと慎重に、時間をかけて考えたいなというように考えているのです。

ただ心情的には、先ほども言いましたように納税者であるし、ほとんど日本国民と同じような義務を課せられているということでもありますので、ただ国籍が違うというだけであります。その辺の融通というものは、心情的にはかってやりたいなというようには思うのですが、ただ、原理原則からすると簡単にそういう判断に傾いていいのかなという、その辺がありますので、ちょっと他の状況なり、または相手方が言うには、「文部科学省の方でも弾力的な扱いみたいなことを発言で匂わしている」というようなことも言うのですね。私も、「ではその文部科学省の事務官の名前を言ってくれ」と。「ならば直接問い合わせて聞いてみる」ということを言ったのですが、その辺のところは聞き出せなかったのですが、そんなことで、一応心情的にはそういうように考えていますので。いろいろと課題があります。結果的にどうなるかわかりませんが、いろいろと検討させていただきたいというように考えています。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 今回の教育長の話の中で、通達が出されてきているのは、外国人の中の、平成 15 年 8 月 7 日に出している文章です。この文章の中には受入れ推進という、緩和状況を匂わせている。今の教育長が話されたようなことが出ているのです。それがひとつ。

今、文科省の中で非常に大きなうねりを示しているのが、本市にもある就学できない子どもが別の就学先に行って勉強し、小中への連携という部分ではやっている部分がありますので、そういったことでかなり変化があるだろうと。

ただしこの場合には、受入れはいいけれども、私が一番感じるのは、お子さんが、親が本当に日本の公立中学校に入ることを目的としている、強く要求しているのかどうかという問題。もしそうであれば、相当考えていかなければいけない問題、課題だろうなというように思っているのですけれども、今、朝鮮学校を卒業させたいんだという強い思いが小学校 6 年のときにあるということであれば、ここでまたどうかわかってきているかわかりませんが、その辺の絡みというのでしょうか、これは非常に問題かなというように思いますし、あまりそこだけを押していくとやはり先ほど申し上げたように、朝鮮総連の動きにも絡んでくるかなという、そんな気持ちがあるんですけれども。

私も勤めていたときに、朝鮮総連との話し合いをしたことが何度かありますけれども、そういうときに出てくるのはやはり法律の解釈の仕方の問題で、どうしてもかみ合わない場合

がありました。ただし、今教育長が言ったように、学校教育法の第 39 条だけはこれは変えるわけにはいきませんので、そののところだけは、でもみているとクリアできているかなという、そういう非常に厳しい課題の請願ではないかなというように思っていますので、これはかなり慎重に受け入れた方がいいかなというように思っています。

○藤本委員長 牧野委員自身はどう判断されるのですか。

○牧野委員 私はここがよくわからないのですが、要求書の事実関係と教育委員会事務局としての評価、①について、これがよくわからないので何とも申し上げられません。下の方ですね。「その際、云々」と書いてありますけれども、この 2 行のところ、ここがよくわからないので、私の答えは出せないと思います。

ただし、本当に公立中学校に固執するならば、先ほど言ったように、納税者であり、在勤であり、在住であるということから、文部科学省の言う 15 年 8 月 7 日に出したこれは受け入れの少しのものになるのかなという気はしますけれども、これは文科省ともよくまた相談した方がいいと思います。

○藤本委員長 古木委員、小林委員はいかがですか。はい、小林委員。

○小林委員 わからないところがあるのですけれども、最後の部分、①、②、③とあって、②の最後の方の「学級編成上の在籍者に参入することは適当でない」という、これはどう意味なのかがわかりません。

○藤本委員長 学務課長。

○島田学務課長 これは、学級編成は今 40 人学級でやっておりますから、そういう人数をカウントして学級編成をしておりますから、その中には含まれないという意味です。ですから、万一 41 名目になると、2 クラスに本来はすることができないか、またはしてしまった場合に、1 名分の都費人件費が出せないということが起こるということです。ですから、その年は大丈夫で、その次の年、その次の年ということがありますから、こういうことを、ほとんどレアケースであるとしても考えておかないわけにはいかないということです。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 必ずその影響があるというわけではないですけれども、考えておかなければいけないということですね。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 昭和 28 年の 2 月 11 日付で文部省の通達 74 号とあるのですけれども、これは朝鮮人の義務教育諸学校への就学についてとあって、原則的には先ほど申し上げたように、義務教育無償の原則は不適用、これが生きるとすれば今の問題はあると思うのですね。

もう 1 つは、先ほどの①の下の、10 月に編入しているということになってくると、正規のカウントもできるし、正規のルートでいけるという条件が生まれてしまう。途中で、例えば 3 月から 30 日、校長が認めて中学校通学が可能であるという証明書を朝鮮人学校に出したとすれば、それは受け入れざるを得ないし、そのときに今の学級編成が 5 月 1 日付ですので、今の 40 から 41 という学級編成については、これは不可能だろうと。それは 1 年間はずうっ

と 41 で継続していかざるを得ない。あれは 3 名か 4 名か、という原則がありますから、そこまで増員にならない限りは学級編成はできない、こういうことになっています。

○藤本委員長 古木委員はいいですか。

○古木委員 難しくてよくわからないのですが、慎重にやるという対応で。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 子どもの立場に立って考えると、長年一緒にやってきた友達と卒業を迎えたいという気持ちはとてもわかるのですが、中学校に入ったときにまた幾つかの小学校が一緒になって一つのクラスが編成されるので、学校に慣れるとか友達に慣れるという意味では、小学校を少しでも日本の小学校で長く生活した方が、また中学に行っても馴染みやすいかなという気はするのですね。

あと学習について、朝鮮学校の学習内容と日本の中学の学習内容が内容的に共通しているのか、全く違うか、日本の小学校で学んだことを基にまた中学の学習があるので、学習面でも本人が苦勞するのだったらかわいそうですから、日本の小学校で少しでも学習面で学ぶ時間が多い方がいいのかなというような気もいたします。

○藤本委員長 私は学校へ授業見学に行ったりしたことがありますけれども、全然違うような、日本語の勉強をする授業などというのもあったところもありますけれども、だいぶ内容が違うように思います。一切日本語は使いませんし。それから、父母の方たちや保護者の方たちが見学に来ていらっしやいましたけれども、この方たちの会話を聞いていると日本語で会話していますね。だからその辺がどうなっているのか。

それから、先ほど来出ているこの内容ですけれども、中学校へ入るためにほんの 1 ヶ月、2 ヶ月小学校へ籍を置くなんていうのは、やはり異常だろうなというふうに思いますね。小林委員のおっしゃったような心配事も考えられるのではないかなというような感じはいたします。

はい、牧野委員。

○牧野委員 今の小林委員や委員長の話は、たぶんこの中では通用してない。絶対通用する問題ではないと思います。これはあくまでも公立中学校に入りたいたいんだという意識できているわけですから、学習の云々とか友人の問題とかというものではなくて、原則そうなのですから、それをどう相手に説明し、やるかですから。その学習についてとか友人関係はその次の問題ですから、今の問題とはかけ離れてしまうのではないかな。気持ちはわかりますけれども、基本的な考え方をしっかり示さない限りは、相手はたぶん、イエスは出てこないだろうというように思いますね。だからかなり慎重にやっていく必要があるだろうという気持ちがあります。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 ですから、基本はやはり法律に則って、日本の小学校を卒業していなければ日本の中学には入れないということですね。それを納得していただくためには、やはり心情的なこともお話していただいたら親の心を打つかなという気はしたので、そういうお話をさせていただきました。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 今、いろいろとお話いただいていることはこの回答文そのままなんですよ。やはり自主的な判断は困難ですと。ただし、そういう思いもわからないでもないので、ただ合法的に何か可能性がないのかどうか、これは十分検討させていただきますというそういう趣旨になりますので、是非こういうことで回答してよろしいですかと、そういうことで了承いただければこれで出したいというように思います。

○藤本委員長 今、教育長が最後の言葉でまとめていただいたような感じがいたしますが、そういうように理解して、ここでは受け止めてよろしいでしょうか。

はい、牧野委員。

○牧野委員 もう1つ申し上げます。⑧について、要望書云々の3行目、「立川市教育委員会としても文部科学省に見直しを要望することは検討すべきである」、これは何のためにこの必要があるのか。立川市として文科省に対して見直しをしろというように言う気持ちでここは書かれたのか、もしそれが今後の問題として解決が不可能で、もっと大変だとすればこういうものは必要でない。ここを狙ってこられますよ。

だからあくまでもこのところは、「ということである」というように切ってしまうことがここでは必要だろうと思いますね。こういう書き方をすると必ず突いてきますから、やめられた方がいいと思います。何か所かありますけれども、それを今、1カ所だけ申し上げます。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 大変貴重なご意見をいただいたので、その辺を踏まえて、回答文をもう一度チェックをさせていただきます。

○藤本委員長 それでは、以上でこの件は終わりにいたします。

◎報 告

(3) 事業後援について (1件)

○藤本委員長 つぎ (3) 事業後援について、1件ございます。指導課長、お願いします。

○樋口指導課長 事業後援1件につきまして、ご報告を申し上げます。

主催団体は学校法人工学院大学でございます。

時期は8月19日土曜日から日曜日、2日間でございます。時間は10時から午後の4時までということで、工学院大学にございます八王子キャンパスで、ねらいは、第13回大学の先生と楽しむ理科教室ということで、小・中・高校生を対象にしております。前年度も7,000人の参加があったということで、本年もその予定人数としているところでございます。

理科教育が実験・観察を通して創造性の伸張、あるいは自主的な探究活動などをねらいとしているところですが、実態はなかなか厳しいものと。大学の先生たちと是非、2日間様々な取り組みを通して理科に対する興味関心を高めましょう、そういう趣旨でございます。昨年も6月に協議していただきまして、ご許可いただいているところを報告させていただきました。

以上でございます。

○藤本委員長 これは過去にもやっていることでございますので、よろしいですね。

〔「はい」との声あり〕

◎報 告

(4) 事業後援について (5件)

○藤本委員長 つぎは似たような形ですが、内容の区分が違いますので、5件の事業後援について、生涯学習課長、お願いします。

○府中生涯学習課長 それでは、事業後援報告分を報告させていただきます。

5件とも17年度または18年度に同様の事業を事業後援をしてございますので、承認報告ということでご報告をさせていただきます。

1件目は、日本フィルハーモニー交響楽団です。毎年やっております日本フィル夏休みコンサート2006、8月4日府中の森芸術劇場ということです。

続きまして、社団法人日本3B体操協会東京都支部、都民スポレクふれあい大会3B体操多摩のつどいということで、9月18日、立川市柴崎市民体育館で実施する事業でございます。

3件目は、NPO法人東京賢治の学校、2006年度シュタイナー教育に学ぶ講座3、今年の7月30日から8月10日までで、東京賢治の学校で実施する予定です。有料事業でございます。

続きまして財団法人立川市地域文化振興財団の事業でございます。立川市児童合唱団第11回定期演奏会、9月3日、立川市市民会館、無料の事業でございます。

5件目は、多摩ミュージック21、夏休み元気いっぱい親子こんさーと「音楽動物園」、8月23日、立川市市民会館で有料の事業として実施する予定でございます。

申請書は添付してございますので、ご質問等がございましたらよろしく願いいたします。以上です。

○藤本委員長 説明が終わりました。これも過去にみな経験があるものでございますが、ただ、賢治の学校の件は前にもございましたけれども、いろいろご意見をいただいたと思うのですが、生涯学習課長何か。

○大澤教育長 今の関連で、いいですか。

○藤本委員長 教育長。

○大澤教育長 たぶん委員長もおっしゃりたいと思うのですが、確か去年、この入場料が1日参加10,500円だとか、結構な授業料なのだけれども、去年は確か、ホールの使用料か何かまで利用者にいただくみたいなことであって、その辺のところはもう改善されているのかどうか、そこだけ教えてもらいたいと思います。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 今の教育長からの質問でございます。前回、講座2のときに、今のような指摘がございまして、生涯学習課としては次回の申請時からいろいろ留意されたいという指導を、助言をさせていただきました。1点目は今言ったように、東京賢治の学校のホール

代を何でそこに払わなければいけないかというのと、もう1点は講師の国内旅行費が入ったというようなことで、高額だというご指摘がありまして、このようなものはいわゆる入場料にはね返ってしまうのでなかなか後援するのは、こういうご意見があったということで伝えてございます。

今回、添付書類には付いてございませんが、その点を改善をいただきまして、東京賢治の学校のホールでやるというような借料等は計上されておられませんし、もう1点、いわゆる講師の国内旅行は1人10,000円しか計上がされてなくて、3人で30,000円しか計上されていません。前回と全然違うということで、そういう背景で入場料が前回よりも多少低く抑えられているというようなことで、無駄な経費がほとんどなくなってきていると。参考に、ドイツ人なのでしょうか、1時間の講演費が、いわゆる謝礼が10,000円ということで、先生にも1時間10,000円の謝礼というようなことになっております。

いずれにしても、ご指摘いただいた点はお話をさせていただいて、このことについては改善をされたいということで、改善がなされたということで判断をさせていただきます。

○藤本委員長 ありがとうございます。という報告をいただきましたが、牧野委員。

○牧野委員 入場料・参加費のところがよくわからないのですけれども、有料で大人一枠2,500円、2,600円、これはどういう意味ですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 なかなか書くのがわからない部分ですけれども、一枠というのは7月30日の講演会は一枠ということで2,500円。そしてそれ以外については1日参加をしたときには10,500円とか、通して8月5日と6日の2日間の場合は21,000円とかというような形になってございます。そのような形で、いつもここのは1回出るといくらということ、通し料金でいくらとか、そういう決め事をされているのでわかりづらい部分があるということでございます。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 去年は予算枠の予算書も出ていたものですから非常によくわかって説明を求めたことが多かったのですが、今回は予算書がないものですから、この入場料・参加費・受講料はどうか、去年出てきた例えば会場費、自分のところのホールなのになぜ会場費がつくのかという、その辺は今年に入っていないのかどうか、その辺のところはどうですか。

○藤本委員長 生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 事業報告分で、最初の協議分のときは全部添付資料ということで教育委員会の審議資料にさせていただいているのですが、2回目以降、いわゆる報告分については申請書のみという手続きでご了承いただいておりますので、今回は収支決算書、事業予算書は添付してございません。ただ、申請にあたっては同様のものを出していただいておりますので、私の方でご説明したものでございます。

今の参加費の部分ですが、日にち、先生によって違うみたいなので、この資料ですと、8月7日と8日の2日間の場合は12,600円で、40人の参加を見込んでいます。7月30日の講

演会ということだけでは2,500円で100人を見込んでいます。土日講座ということで8月5日と6日についてだけは40人を見込んで、ここは21,000円ですという、そういうような予算、いわゆる参加者収入が予算案として出てございます。

○藤本委員長 会を重ねるものであっても、過去に経験しているものであっても、予算書は添付しなさいとか、そういうことはできるわけですね。ですから、必要によってそういうことをお願いしていった方がいいのかなというようには思います。

はい、生涯学習課長。

○府中生涯学習課長 ご意見でございますので、賢治の学校のこれからまた秋が出てくるみたいな感じで資料が出てございます。いろいろご意見をいただいたものについては、できるだけ審議をしていただくときの添付資料をつけるように努力させていただきたいなと思っています。

この事業につきましては、今回、前回ちょっと記憶が薄いのですが、今回は近隣の教育委員会の後援がかなりございまして、参考に申し上げますと、国立市教育委員会、多摩市教育委員会、昭島市教育委員会、小金井市教育委員会の4つの教育委員会がこの事業の後援をしております。

○小林委員 これ、申請中になっていますけれども。

○府中生涯学習課長 失礼しました。申請中、ほかに国立市、立川市ということと、あと日野市が市長部局の首長の申請も申請中というようなことでございます。

○藤本委員長 前回より若干改善されたような感じがしますが、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 今後についても見守っていきたいということで、この件は終わりたいと思います。

◎その他

○藤本委員長 それでは、4番その他に入ります。

まずその他の1番、中学校給食の異物混入事故につきまして、給食課長、お願いします。

○佐島学校給食課長 中学校給食への異物混入事故について、ご報告をいたします。

去る6月6日と6月13日の中学校給食への異物混入事故、内容につきましては、カップラーメンの蓋が混入したという事故でございますけれども、協同組合立川給食センターの作業工程中に誤って混入されたものと判明をいたしました。

このことを受け、教育委員会事務局は、協同組合立川給食センターの理事長及び専務に対し、口頭による厳重注意を行うとともに、再発防止策を直ちに講ずることの要請を行ったところ、その報告がされたので教育委員会事務局の対応を報告いたします。

まず、混入事故の経緯及び問題点等でございますけれども、立川給食センターからの顛末書、協同組合立川給食センターの異物混入の当該者確定に至る経緯、及び今後の作業管理体制についての文書を提出させました。また、学校給食課からは中学校給食への異物混入事故

経緯書、また、当該の学校から事故報告書等を作成し、6月19日に危機管理対策会議幹事会を開催し、報告をいたしました。

次に問題点、今回の反省点等でございますけれども、学校給食課の対応でございますが、初期対応で学校からの報告が直接にされず、協同組合立川給食センターから報告を受け、学校給食課ではコンテナ内に入れられただけだと判断し、単なる生徒のいたずらと学校側からの判断を鵜呑みにいたしまして、簡単な注意を学校側に行っただけでございます。学校及び学校給食課も、18年4月に策定いたしました学校内における学校給食安全管理対応マニュアルを遵守していなかったこと。また第1回目の6月6日の事故を防ぐことは困難でありましたが、初期対応、マニュアルを遵守しておれば万全な対策を実施していましたら、6月13日の再発は防ぐことはできたかと判断されます。

また学校側の対応の問題点でございますけれども、6月6日、協同組合立川給食センターに異物混入を連絡しただけで、学校給食課への通知をしなかったこと。生徒のいたずらとして捉え、事の重大さを意識せず、内部で收拾しようとしたこと。6月13日の2回目の発生も学校給食課からの連絡で判明するという状況でありました。学校においても、学校内における学校給食安全管理対応マニュアルが今回は守られていなかったことがございます。

今後の対応策等でございますけれども、まず学校給食課の対応策でございますが、学校及び学校給食課の職員の危機意識の欠如が今回の事件の発生を招いたので、安全管理マニュアルの遵守、徹底の周知を行う。また、学校への遵守を実施し、安全管理マニュアルに従い業務が実施されているかの安全管理の点検に努める。また、保護者宛にお詫びの文章を出す。これは6月21日付で行いました。

また、立川市危機管理対策会議幹事会での協議内容等踏まえ、危機管理意識の向上及び安全管理マニュアルの遵守及び徹底を図るということをいたします。また協同組合立川給食センターへの指示事項等でございますけれども、今後協同組合立川給食センターに対しては、厳重注意を行うとともに、作業体制等の改善と、二度とこのような事故を起こさないことへの安全管理体制の確立を図ることを指示をいたしました。

以上でございます。

○藤本委員長 説明が終わりました。何かご質問ございますか。小林委員。

○小林委員 カップラーメンの蓋が入ったその過程で、どこの過程でというのはわかったのでしょうかけれども、はっきり言っていただいでどういう状況だったのでしょか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○佐島学校給食課長 最後の積み込みの過程のときに混入したと。エレベーターに積み込む時点でカップラーメンの蓋が混入したということでございます。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 カップラーメンの蓋がどうしてそこに入るのかが不思議ではないのですけれども。

○藤本委員長 学校給食課長。

○佐島学校給食課長 ちょっと微妙なあれなのですけれども、法的責任を問えない方が関与して。

○藤本委員長 休憩をとらせていただきます。

午後 3時15分休憩

午後 3時25分再開

○藤本委員長 会議を再開します。

給食課長からの説明は終わりました。ご質問、ご意見がございましたらお願いします。小林委員。

○小林委員 マニュアルが守られていなかったということですが、せっかくいいマニュアルが、あれはできたばかりですね。つくられましたので、守られないと何も意味がありません。守らせる意識を植え付けるというのも大事なのですけれども、意識というのも時間が経つにつれてだんだん薄れていくものですので、何か意識をさせるような外的なチェックみたいなものが必要ではないかなというような気がいたしますが、いかがでしょうか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○佐島学校給食課長 先ほど報告の中でも言いましたけれども、今定期的に安全管理体制が守られているかどうかという巡視に回っております。それを今回、今は定期的ということで月に1回とか少ない部分になっておりますので、その回数を多くして、より安全管理が守られているかどうかチェックしていく予定であります。していきます、もちろん。

○藤本委員長 小林委員。

○小林委員 そのチェック結果は公表されるのでしょうか。

○藤本委員長 学校給食課長。

○佐島学校給食課長 これは内部でチェックしておりますので、私まで決裁して、もし問題がありましたら、学校長等々に私の方から文書指示等をいたします。

○藤本委員長 牧野委員。

○牧野委員 校長会、副校長会、給食主任会等集めて、そしてそこで安全安心のもう一度確認をしていくということ。それから食の問題は身体に影響がありますので、必ずもう一度マニュアルの見直し、確認、それと何かあったらすぐ連携し合うという、その部分を強調していただければこういう事故というのは少なくなると思いますので、その点、よろしく申し上げます。

○藤本委員長 学校給食課長。

○佐島学校給食課長 当然、栄養士会、いろいろ機会がございますので、その機会をとらえまして、安全管理マニュアルの遵守及び、いま牧野委員が言われましたけれども、校長会等でもご報告させていただきたいと思っております。

○藤本委員長 強い要望を申し上げまして、今の報告は終わります。

◎その他

- 藤本委員長 つぎ、その他の2番に入ります。小学校児童のいたずらによる失火について、指導課長、お願いします。
- 樋口指導課長 平成16年6月21日水曜日、昨日でございます。15時45分ごろに発生しました2年生児童3名による火遊びからの車輛火災についてご報告いたします。学校管理外の事故でございます。

発生場所は、砂川町3の10の空き地。発生状況でございますが、空き地の倉庫の中にあるライターを使い、空き地に放置してある廃車予定にされている車を燃やしてしまったということでございます。ライターでまずティッシュに火をつけて、車の後ろのドアを開けて、そのティッシュを投げ入れたと。そうしますと燃え方が悪いということで、倉庫の中にあつた潤滑油、CRC556それを噴射し、火力を強め車を燃やしてしまったということでございます。近隣の人が消防署へ通報、消防車が出動し、空き地ということもございましたが、他への延焼はございませんでした。

児童はその場で消防署から事情を聴かれ、さらにこの児童3名は立川警察署でも事情を聴かれております。

学校の対応等でございますけれども、21日昨日16時20分ごろに、この3名を知る近隣の方から学校への連絡がありまして、すぐに校長、副校長、生活指導主幹、担任で現場に駆けつけました。校長は3名の保護者へ連絡し、現場確認後、保護者も立川警察署へ行き、夜8時過ぎに警察署から戻ったということでございます。

本日22日朝、校長は臨時に全校児童朝会を開きまして、児童への指導を行い、その後PTA役員と今後の指導についての話し合いを持ち、本日の12時半ごろ教育長へ直接、報告に副校長と参りました。2年生児童は通常通り学校へ登校しております。

教育委員会の対応、また指導でございますけれども、この児童3名につきましては、これからの警察署の判断がございまして、そのことについて情報等、あるいは児童の状況も今後とも指導主事へ報告をするということ。それから、学校として早急に安全指導、安全教育の見直しを図ること、社会的な規範意識の確立を図る指導をより徹底をしていくということ。それから、保護者との連携の工夫でございます。保護者と適切な連携ができる工夫、そのことについて指導いたしました。

校長としましては、6月25日の日曜日に地域の防犯講習会を開く予定にしておりましたので、ここで地域での子どもの見守り、あるいは地域での安全指導などについて内容を盛り込んでいく予定にしていると同時に、今後消防訓練などがございまして、その際に火の恐さ、火遊びの危険さとか、実際にももちろん安全に配慮しながらそういうことを内容に入れ込んで教えていくと、そのような指導を図っていくということでございます。

火が燃え広がって驚いて逃げってしまう、要するに火の恐さ、実際に火の恐さというものを、小学校児童、低学年でございますので、実感させる指導、そういうものも小学校で今後とも必要になるのかなということも私ども考えております。

以上、報告でございます。

- 藤本委員長 子どもの事故というのは、誘拐されたりけがさせられたりするだけではなくて、自ら起こすような事故もございます。皆さん、ご質問はよろしいですね。牧野委員。
- 牧野委員 火とか窃盗を出すというのは、非常に子どもたちの心に残ってしまって、つぎへの衝動も、特に火の場合、衝動もかられるという専門家がいますものですから、その辺のところ非常にこわいと思います。ですから当然この子たちを大事にしながらも、そういったことを含めて、精神的な部分、そういったものも配慮しながら指導の徹底を図って、親と協力しながらやっていただければありがたいなと思います。お願いします。
- 藤本委員長 ということですので、よろしくをお願いします。

◎その他

- 藤本委員長 つぎ、その他の3番に入ります。七小、松中小の件、指導課長、お願いします。
- 樋口指導課長 既に6月10日の「たち」第7号で広報されておまして、教育委員会への報告が前後いたしまして大変申し訳ございません。本年4月1日に第七小学校に言語障害学級、ことばの教室、松中小学校に情緒障害学級「はらっぱ学級」、名称でございますが、本年4月1日に新設されております。

これは従来、言語障害学級としてはけやき台小学校にきこえとことばの教室、情緒障害学級につきましては第二小学校にあげぼの学級が設置されておりましたけれども、通級する児童の増加などに対応するために新たに学級を設置をして、今、その指導が行われているところでございます。

5月1日でございますが、第二小学校のあげぼの学級には11名、今度新設されました松中小学校の情緒障害学級はらっぱ学級には16名、けやき台小学校のきこえの方には6名、ことばの方には47名通っております。七小に設置されましたことばの教室には13人、今通級をしております。

松中小学校のこの「はらっぱ学級」という名称でございますけれども、子どもたちが通級するときに、保護者と何か夢が持てるような名称をとということで松中小学校でいろいろ考えまして、松中の松林、松中原っぱというのがもともと遊び場で、古い方たちには親しみがあるものだということで、そういう伸び伸びした学級になるようにという願いでつけられたということを校長から報告を受けております。

また七小につきましては現在ことばの教室で、きこえの方はございませんけれども、立川市の特徴として、今申し上げたように言葉の障害が大変多くございますので、そういうことで七小にはことばの教室を設置して13名が通っているということでございます。繰り返になりますが、けやき台の方は、ことばの方は47名通っているということでございます。

以上、報告でございます。

- 藤本委員長 牧野委員。
- 牧野委員 ついでにいいですか、中学校のことです。

○藤本委員長 指導課長。

○樋口指導課長 第六中学校、第八中学校に設置されております通級の相談学級でございますが、第六中学校には6名、第八中学校には8名でございます。

「たまがわ」は、「たまがわ」の資料、5月17日現在で12名でございます。5月17日現在では入級の手続きをとっているのは8名でございますが、体験的に、今後そこに通級するかどうかということも含めまして、実態としては12名ということでございます。

○藤本委員長 教育部長。

○吉岡教育部長 これだけ情緒障害、障害学級がありますので、定期的な報告に、通級状況ですとか、学期ごとではなくて3回とか、その辺はちょっと考えさせてください。やはり状況を理解していただいた方が教育委員会の方には。ここだけの問題ではなくして、立川市の委員ですから、いつ何時どういう状況になってくるか、問われることもあろうかと思っておりますので、できれば別な報告的なものを作ってもいいのかなという気はしているのですが、ちょっとその辺は考えさせていただいて、定例の教育委員会に報告をさせていただくような形、今、思いつきで申し訳ございませんが、考えております。

○藤本委員長 そのように思います。是非お願いします。

はい、牧野委員。

○牧野委員 今、中学校、小学校ともにですけれども、非常に不登校生徒の数がどんどん増えて、悲しいことに増えて、各不登校学級が繁盛している状態で、あまり繁盛してほしくない状況ですが繁盛している。多い学校によっては30とかいう数になってしまっているという話も聞いていますので、やはりこういう学級をつくることは大変大事なのですが、それ以前の、不登校を出さない学級指導というその部分を。

それから、これから出てくる防犯指導も含めて、特別活動等に2時間なり3時間の防犯学級を設置しなさいということを謳われてきていますので、そういうものを含めた、困難なのはわかっているのですけれども、やはりそういう運動というか指導というか、学校に是非考えてほしいということ。

それからもう1つ、私が昔担当していたときに、学校の不登校の子どもたちが不登校学級に来るのですけれども、難聴も含めてそうですけれども、今もそうですが、学級担任もしくは管理職等が、その子どもとの関係が非常に薄くなってしまっている。ということは、訪問をし、自分の学校の生徒、児童を確認して、やはりつぎへつなげるという、そういうことが非常に薄い状態。不登校学級というのは元の学校に帰るとするのが原則ですので、その辺のところは欠如しているものですからなかなか帰りにくい。

ということでやはり校長会等も含めて、担任も含めて、少なくとも学期に1回ぐらいはその学級を訪れて、会いたくないという子どももいますので、無理していただかなくて結構なのですが、少しでも自分の学校もしくは学級の子どもとの接点を求めて、いつかは自分の元へ戻れるような体制づくりをちょっと工夫をしておきたいなというように思いますので、その点を考慮していただければありがたいなと思います。

○藤本委員長 大変な状況がどんどん続いておりますが、よろしくどうぞお願いします。

◎その他

○藤本委員長 そのつぎ、その他の4番、小林委員からお願いします。

○小林委員 おととい、市町村女性教育委員の研修会というのに行ってきました。今回の担当は羽村市でした。場所は羽村市生涯学習センター「ゆとろぎ」という、できたてのピカピカのところに行ってきました。

内容は、講話で羽村の郷土博物館の学芸員の方に羽村の歴史とか玉川上水、玉川兄弟の話とか、とても興味深い話をさせていただきました。そして昼食を、この「ゆとろぎ」にレストランがあって、そこでお弁当をとりまして情報交換をいたしました。

そしてメインイベントの「ゆとろぎ」の見学ですけれども、50億をかけてつくったというガラス張りの素晴らしい建物で、行ったことのない方は是非これを見てください。設備としては、大ホールが856席で小ホールが252席、あと、ホテルの一室のようなレセプションホールと、リハ室と展示室と音楽の練習室と会議室、学習室、創作室、和室、その他ロビー、レストランなどがありました。

あと、道路をはさんで反対側に図書館があるのですけれども、そこを橋でつながれているのですね。図書館で借りた本をその「ゆとろぎ」の方の学習室で活用するというような方法も聞きました。アムとアミューを一緒にしたような、施設的には内容かなというような感じでした。ただ違うのは、会議室にパソコンが使えるようになっていて、ランを使って、ランカードを差し込むものを借りて、そこでパソコンを使いながら学習したり会議をしたりできるというような新しい設備がありました。

ということで、テレビも取材に来たらしいのですけれども、それが取材というよりも税金の無駄使いというテーマで放映されたということで、事前に多少はわかっていたらしいですけれども、市長のゴーサインが出たのでそれでも放映してもらったということでした。

これも10年がかりの計画の実現ですけれども、市の直営ではありますが、市民と共同でつくられてきたし、その運営も今も市民と一緒にやっているということでした。市民の会があって、企画から案内したり保育をしたり情報提供したりというのも市民の力を借りているということでした。

○牧野委員 女性の教育委員としての課題とか問題は何ですか。

○小林委員 本当はメインはそこですけれども、この会は任意の会なので。できた当初は情報交換がメインだったのですけれども、だんだんと形が変わって、今はそれぞれの地域のセールスポイントをお見せするというような形になっていきますので、ただもうネタ切れのようですので、立川に回ってきたらどうしようなどと考えたりもしていますが、いろいろあり過ぎて困りますけれども。

話題に出たのは2期制についてですね。羽村はあまり2期制をとっているところがなくて、羽村の例を紹介してもらって、あとは先ほど話に出ました小中一貫を羽村では実施するとい

うお話でした。

以上です。

○藤本委員長 すばらしい施設見学をしていただき、ありがとうございました。

まだあろうかと思いますが、以上で本日の定例会を閉じたいと思いますが、よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○藤本委員長 次回は7月13日木曜日1時30分という予定でございますが、ここで開催する予定でございますので、皆さんどうぞよろしくお願いいたします。

◎閉会の辞

○藤本委員長 それでは、本日の定例会は以上で終わります。ありがとうございました。

午後 3時47分閉会

署名委員

.....

委員長